生徒心得

〔１〕　校内生活において

(1)　貴重品は身につけるなど自己管理を徹底する。
(2)　生徒間の物品及び金銭の貸し借りは行わない。
(3)　生徒は校内で物品の売買やそのあっせん等はしてはならない。

〔２〕　アルバイトについて

高校生は、勉学・部活動に専念することが務めである。学校生活を第一に考えているため、原則アルバイトに従事することを認めない。

ただし、以下の条件を満たす場合のみ休日に限りアルバイトに従事することを認める。
（第１学年の１学期間は学業専念）

(1)　家庭における経済的理由（家計を支援することが目的）
(2)　学業で成績不振科目がない。
(3)　基本的生活習慣が身に付いている。

〔３〕　交通安全について

(1)　交通ルールを遵守し、交通事故防止には十分留意する。
(2)　道路交通法に違反するような行為はしない。
　　（並列走行、信号無視、二人乗り、整備不良、傘差し運転、ながらスマホ等）
(3)　自転車通学者は届け出を提出し、通学許可証を自転車（後輪）に張り付けること。なお、自転車は安全面を考慮し、通学に適した自転車（前カゴや泥よけがついている等）であること。
(4)　度重なる違反者に関しては自転車通学を取り消す場合もある。
(5)　「四ない運動」を遵守する。
　(ｱ)　免許を取らない
　(ｲ)　バイク、車を買わない
　(ｳ)　バイク、車を運転しない
　(ｴ)　バイク、車に乗せてもらわない
(6)　交通事故が起きた場合は、どんな状況であっても必ず警察に連絡して指示を受ける。その際、必ず学校に連絡し、登校後は「交通事故報告書」を提出する。
(7)　ヘルメットの着用を推奨する。

〔４〕　校外生活について

(1)　外出する際には、行き先や同伴者等を保護者に伝え、無断外泊はしない。
(2)　午後 11 時以降は外出しない。（補導対象）
(3)　18 歳未満入場禁止、不健全、不良交遊のきっかけとなる場所等への出入行為をしない。
(4)　飲酒、喫煙、薬物の乱用および 20 歳未満を推奨していないものを行わない。
(5)　公共の場（電車、バス、商業施設内等）において迷惑をかける行為はしない。
(6)　以下の情報モラルに関して節度ある行動や言動に留意すること。
　(ｱ)　犯罪に関与する行為
　(ｲ)　個人情報の流出や漏洩
　(ｳ)　他人のプライバシー侵害及び、誹謗中傷
　(ｴ)　著作権や肖像権　等

〔５〕　スマートフォン校内持ち込み規定

スマートフォン等の持ち込みに関しては、登下校時の身の安全を守るためや緊急連絡を入れるための物であり、教育活動中は必要がない。よって以下のように定める。

(1)　校門で電源を切り、カバンに入れ個人で責任を持って管理する。

(2)　教員の管理下における教育活動場面では使用を認めるが、教員が指示した内容以外の行為や校内での不適切な使用は行わない。

(3)　校内で使用した場合は、以下のとおりに行う。

１回目　…　担任指導（保護者連絡）
２回目　…　担任・学年生徒指導部指導（保護者連絡）
３回目　…　担任・学年主任指導（３回目以降は保護者来校）
４回目　…　担任・生徒指導主事指導
５回目　…　担任・教頭指導

※指導があった場合、預かり指導を実施し、その日の下校時に返却する。

〔６〕特別な指導について

以下のような問題行動を起こした生徒に対して、今後の学校生活をより良くするために、これまでの生活を見直す期間を設け、自分と向き合い、家庭との時間を作ります。

(1)　教師への暴力、暴言、指導拒否
(2)　怠業
(3)　無断アルバイト
(4)　不正行為、不正行為に準ずる行為
(5)　飲酒・喫煙（同席含む）・喫煙具所持
(6)　飲酒（ノンアルコール等）・喫煙（電子たばこや水たばこ等も含む）
(7)　薬物乱用・違法薬物の所持
(8)　深夜徘徊・不良交遊
(9)　不健全娯楽
(10)　暴力・粗暴行為
(11)　器物破損
(12)　万引き・万引き幇助・窃盗・恐喝
(13)　四ない運動違反
(14)　無免許運転
(15)　迷惑行為
(16)　その他の不法行為、犯罪行為
(17)　情報モラル違反　等

※　上記以外にも該当するものあり。

〔７〕諸届について

所定の用紙（生徒指導室）を記入し、すみやかに生徒指導部へ提出すること。

名　称	目　的	備　考
学割証交付願	学割証が必要な場合	担任の認証を受ける。予定の１週間前までに提出をする。（直前は発行できない場合あり。）
旅行届		
自転車通学許可願	自転車通学者希望者	生徒指導部へ提出する。その際、本校指定のステッカーを購入し、張り付ける。
アルバイト届	アルバイト実施時	必要に応じて提出。保護者から担任に申し出を行い、条件を満たすことが必要。学年等で検討し、承認する。
物品紛失届	物品紛失時	生徒指導部へ提出する。
交通事故報告書	交通事故発生時	担任に報告をしたのち、生徒指導部へ提出する。
異装願	異装が必要な場合	特別な理由により服装規定が守れない場合、生徒指導部へ相談し、提出する。

〔８〕校則の見直しについて

(1)　「高校生活のしおり」「夢源 NOTE」に掲載されている校則について、関係分掌などと連携を図り、定期的に見直しを図る。

(2)　校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要と判断したときは、生徒や教員等が意見を聴取し、運営委員会や職員会議でその内容を議論する。

(3)　校長は、生徒や保護者、教員等から意見や運営委員会での議論、本校の教育目標や本校のスクールポリシー、校訓を踏まえ、校則の変更について決定する。

〔９〕政治活動等に関する規定について

(1)　教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。

(2)　放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合であっても、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施するうえで支障が生じる場合は、制限または禁止する。

(3)　放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは自身または他の生徒の学業や生活等への支障がある場合は、制限または禁止する。

(4)　インターネットを利用した選挙運動や政治的活動は、公職選挙法に違反することないように慎重に行うこと。